

(様式第 1 号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和８年度第３回芦屋市社会福祉審議会地域福祉部会			
日 時	令和８年９月１４日（月） 午後２時～午後３時５０分			
場 所	芦屋市役所 東館３階 災害対策本部オペレーションルーム（大会議室）			
出席者	委 員	宮崎 睦雄、塩路 伸世、岡本 直子、浦野 京子、 善積 雅子、小野 幸子、三谷 康子、野村 浩子、谷 仁、 桑田 敬司、株本 就子、山内 祥弘、山田 弥生		
	欠席委員	平野 隆之、佐瀬 美恵子、田代 正幸、安井 千里		
	関係機関	社会福祉協議会 常務理事兼事務局長 山崎 元輝 社会福祉協議会 課長 三谷 百香 社会福祉協議会 係長 宮平 太 社会福祉協議会 主査 針山 大輔 社会福祉協議会 主査 三芳 学		
事 務 局	こども福祉部福祉室地域福祉課	課長	森本 真司	
	〃	主幹	吉川 里香	
	〃	課長補佐	堂ノ前 貴洋	
	〃	係長	亀岡 菜奈	
	〃	課員	岡本 ちさと	
	〃	課員	山田 悠里香	
関 係 課	こども福祉部福祉室障がい福祉課	課長	下條 純	
	こども福祉部福祉室高齢介護課	課長	小林 明子	
	〃	主幹	永田 佳嗣	
	こども福祉部	参事	鳥越 雅也	
会議の公開	■ 公開			
傍 聴 者 数	０人（公開又は一部公開の場合に記入すること。）			

1 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

ア 第4次地域福祉計画について

イ (仮称) 総合福祉計画 (素案) について

ウ 計画の名称について

(3) 閉会

2 提出資料

次 第

委員名簿

資料 1 第4次地域福祉計画 取組概要

資料 2 第4次地域福祉計画 施策評価（案）

資料 3 (仮称) 芦屋市総合福祉計画(素案)全体イメージ

資料 4 (仮称) 芦屋市総合福祉計画 (素案)

資料 5 前回附属機関等からの変更点

資料 6 (仮称) 総合福祉計画と第4次地域福祉計画の関係

当日資料 1 認知症施策推進計画

当日資料 2 計画の名称について

3 審議内容

(1) 開会

(会議の成立) 開会時点で委員総数 17 人中 13 人の出席により成立

平野部会長、佐瀬副部会長欠席のため、互選により山田委員を進行役に決定。

(2) 議 事

ア 第 4 次地域福祉計画について

＜山田委員＞

それでは議事に入ります。まず、報告事項 1 「第 4 次地域福祉計画について」、令和 7 年度の進捗状況と施策評価の報告となりますので、事務局から説明をお願いいたします。

＜事務局：堂ノ前＞

報告事項 1 の第 4 次地域福祉計画についてご説明いたします。本日は、資料 1 に基づく令和 7 年度の進捗状況等と、資料 2 に基づく施策評価についてご報告します。

資料 1 は、計画に掲げた 20 の施策ごとに取組内容、課題、令和 7 年度の新たな取組、令和 8 年度以降の方向性を整理しております。限られた時間ですので、20 施策を一つずつ説明するのではなく、資料 2 に記載しております「4 つの取組の方向性」に沿って、主な取組成果や課題、今後の方向性をご説明します。

本市では、令和 4 年 3 月に第 4 次地域福祉計画を策定し、毎年度、取組の進捗確認と評価を行ってまいりました。現在、地域福祉計画を含む『(仮称) 総合福祉計画』の策定を進めていることから、今回の評価は、令和 4 年度から令和 7 年度までの取組を総括し、次期計画の策定資料とすることを目的として実施したものです。

まず、取組の方向性 A 「地域共生社会の推進と庁内外の連携体制整備」です。中心となる取組は、令和 4 年度から本格実施している重層的支援体制整備事業です。複合的な課題を抱える世帯に対し、特定の分野や制度だけで対応するのではなく、複数の関係者が連携し、世帯全体を捉えた支援体制の整備を進めてまいりました。具体的には、既存の総合相談連絡会を活用し、社会参加支援も含めて広く議論する多機関協働支援会議の定例型を開催するとともに、個別の複雑なケースに柔軟に対応する随時型の会議も整備しました。権利擁護支援については、市民や親族後見人向けの研修、認知症権利擁護フォーラムの開催、「支援の糸口チェックシート」の作成、研修体系化のプロジェクトチームの発足などを進めています。保健福祉センターにおきましては、相談支援に加えて地域づくりや社会参加の拠点としての機能強化を進めています。また、令和 5 年 4 月には「こども家庭・保健センター」を開設し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制を構築しました。庁内連携では、福祉業務基礎研修の対象を庁内全課に拡大し、福祉 SOS ゲーム等も活用しながら、福祉分野以外の部局にも重層的支援の視点を広げています。

重層的支援体制整備事業を中心に、社会福祉協議会や関係機関との協働、庁内外の会議体の再編、人材育成等を推進し、複合的な課題を抱える世帯を支える体制は一定程度整備されたと考えております。

一方で、相談支援だけでなく、社会参加や地域とのつながりまで意識した支援をさらに進める必要があります。また、相談窓口を知らない方や、本人が相談を望まない、いわゆる関わりが難しいケースを早期に把握することは引き続き課題です。今後は、「支援の糸口チェックシート」などを活用しながら、専門機関、民生委員・児童委員をはじめとする地域住民との連携、アウトリーチ、早期発見・早期支援を進めてまいります。

続いて、取組の方向性 B 「公民協働による地域福祉プログラムの展開」です。居場所づくりについては、多機関協働推進委員会のプロジェクトチームである「居場所プロジェクト」において、福祉だけでなく、こども、教育、まちづくりなどの関係者にも参加いただき、各

分野の現状や課題を共有しました。就労・社会参加支援では、就労準備支援事業と社会参加推進事業を連携させ、民間事業者とも協働して、社会的に孤立している方のコミュニケーション促進や就労体験の機会を広げています。地域支え合い推進員は、日常の活動を通じて把握した地域資源や活動者を発信する「つどい場ガイド」を発行し、活動者・活動団体の交流にも取り組みました。地域活動のネットワークづくりでは、社会福祉協議会を中心に、中学校区単位のプラットフォーム「縁ノ場」を展開し、地域活動者と専門職との交流・情報交換を進めています。社会福祉法人との連携におきましては、「ほっとかへんネットあしや」により、こどもの社会的孤立防止を目的とした居場所「ほっと屋」を開設するなど、分野を超えた取組が進んでいます。

一方で、居場所を持続的に運営する仕組みや、社会的に孤立している方を把握し、本人の状況や希望に応じた多様な選択肢につなぐ仕組みが必要です。また、地域支え合い推進員については、地域資源の把握や活動者支援に加え、身近な地域で課題や支え合いについて話し合う場への関わりをさらに進める必要があります。今後は、居場所の継続性を含めた課題整理を進めるとともに、企業や団体とも協働し、就労が困難な方や社会的に孤立している方が、それぞれの状態に応じて段階的に参加できるプログラムの充実を図ってまいります。

続いて、取組の方向性C「市民主体の地域福祉活動の推進」です。ひとり一役活動推進事業では、ボランティア活動センターとの連携を強化し、登録者数や受入施設数の増加につなげました。福祉学習では、これまでの車いす体験や講話に加え、社会福祉法人の専門職による講話、夏休みこども点字教室、小学2年生向けの福祉学習など、学びの機会を拡充しました。地域福祉アクションプログラム推進協議会では、スマホカフェ等の市民発の活動を継続し、地区福祉委員会を中心に地区ごとの「ふんわりビジョン」も作成されています。こうした取組により、市民が地域福祉活動に関わる機会は着実に広がっています。

一方で、地域活動者の固定化・高齢化、民生委員・児童委員や福祉推進委員の欠員など、担い手不足が共通の課題となっています。また、個別支援に携わる専門職が、社会参加支援や地域づくり支援の視点を日々の相談支援に一層取り入れていくことも必要です。今後は、学校での福祉学習と地域活動との連携、多様な媒体を活用した活動紹介や情報発信を進め、幅広い世代の参加や活動の担い手の発掘につなげてまいります。

最後に、取組の方向性D「地域福祉とまちづくりの融合の推進」です。福祉のまちづくり委員会では地域のつながりづくりについて意見交換を行い、「縁ノ場」では専門職と地域活動者が交流しています。企業・団体との協働を進める「こえる場！」は、コロナ禍を経て参加型で開催し、参画企業・団体から提供可能な資源や提案を募り、協働による取組につなげました。防災分野では、個別避難計画の推進に向けて関係機関との協議・検討を進め、地域の防災組織が主体となる訓練にも取り組んでいます。共生のまちづくりでは、市民活動センターでの活動者発掘支援や、合理的配慮提供支援助成事業、「芦屋市みんなにやさしいお店登録事業」などを通じて、多様な主体が交流し連携する機会をつくってきました。

総括として、第4次地域福祉計画の期間を通じて、重層的支援体制整備事業を中心とした相談支援体制、公民協働の取組、社会参加支援、地域づくりの基盤整備を進めてまいりました。また、行政、社会福祉協議会だけでなく、市民、地域団体、社会福祉法人、民間事業者等との協働が進み、分野を超えて関係者がつながる機会も増えています。

一方で、整備した会議体や仕組みを実際の支援や活動に結び付け、その成果を地域に広げていくことが重要です。特に、相談につながりにくい方への対応、相談支援から社会参加・地域づくりへの接続、地域活動者の確保・支援、地縁型活動とテーマ型活動の連携、防災と福祉の連携などが引き続き取り組むべき課題であると認識しています。これらの成果と課題は、現在策定を進めている『(仮称)総合福祉計画』において、地域福祉だけでなく、障がい福祉・高齢福祉も含めながら、相談支援、参加支援、地域づくり支援を具体的に推進する取組へ反映してまいりたいと考えております。以上です。

現計画における4つの取組の方向性と、それに紐づく施策についての全体的な評価の説明がありました。何かお気づきの点やご意見はございますでしょうか。

特になければ、この後の『(仮称)総合福祉計画』の素案についての協議の中で、現計画の評価との関係についてもご意見いただければと思いますので、協議事項に移ります。

イ (仮称)総合福祉計画(素案)について

＜事務局：堂ノ前＞

それでは、協議事項1「(仮称)総合福祉計画(素案)について」をご説明いたします。

まず、資料5「前回附属機関等からの変更点」をご覧ください。全体イメージの策定方針について、これまで『統合の戦略』『推進の方針』としていたものを、『基本的な考え方』『推進の戦略』として整理しました。『基本的な考え方』として、地域福祉・障がい福祉・高齢福祉の3分野の統合の考えを整理し、『推進の戦略』として、コア・プロジェクトや進行管理の考え方を位置付けています。

2点目は、基本理念について、前回は『つながる地域 ひろがる安心 かなえる自分らしさ』としておりましたが、前回の議論を踏まえ、計画の最終的な到達点は一人ひとりの個人の尊厳や自己実現であることを前面に打ち出すため、『かなえる自分らしさ つながる地域 ひろがる安心』の順に変更しました。

3点目は施策の順番について、『地域で暮らす環境づくり』を最後の目標6に移動しました。『包括的相談支援体制の深化』と『福祉人材の育成と事業者支援』との接続を考慮したことと、後段のコア・プロジェクトとのつながりも勘案したためです。また、全体イメージ図におきましては、『地域で暮らす環境づくり』から別冊の量的計画に直接つながるよう関係性を整理しました。なお、前回の地域福祉部会で、「権利擁護を施策体系の最初に置くと、市民の方には難しく感じられ親しみにくいのではないか」というご意見がありました。事務局内でも改めて検討しましたが、権利擁護の考え方はすべての施策の土台になるものと考え、今回は目標1に置いたままとしています。

計画本編では、第1章に計画策定の背景や統合の方針、法的位置付け、計画期間を、第2章に統計、国の動向、各分野の前計画における取組や課題、各種調査結果からみる現状と課題を整理しています。調査結果等から見える総合的な課題としては、『必要な支援や制度につながりにくい』『複雑化・複合化した困りごと、本人や家族だけでは抱えきれない困りごとがある』『地域とのつながりや参加の機会に地域差・個人差が生じている』の3点として整理しました。

第3章では、基本理念、推進体制、推進の戦略、施策体系を整理しています。進行管理は、各分野での単年度評価を継続しながら、施策単位での評価に加え、3分野を統合したことによる成果、コア・プロジェクトの波及効果などを分野横断的に評価する仕組みを検討しています。

資料6では、第4次地域福祉計画の20施策が、次期計画のどの目標・施策に接続するかを整理しています。なお、目標6『地域で暮らす環境づくり』は、障がい福祉・高齢福祉のサービスや住まい、認知症支援等の内容が中心となるため、第4次地域福祉計画から直接接続する施策は少なくなっています。また、第4次計画の進行管理のプラットフォームに関する取組は、個別施策ではなく計画全体の進捗管理に関わるものとして整理しています。

施策体系は、基本理念『かなえる自分らしさ つながる地域 ひろがる安心』を具体化するため、6つの目標と23の施策で構成しています。

目標1『権利擁護の推進』は、意思決定支援を中心とした『その人らしく生活できるための支援』、『権利擁護支援センターの機能強化』、『権利侵害の未然防止と対応』の3施策です。

目標2『包括的相談支援体制の深化』は、『分野や属性を問わない生活の困りごとを抱えた人への支援』、『多機関協働による包括的な支援』の2施策です。重層的支援体制整備事業を活用した世帯丸ごとの支援、生活困窮者支援、介護者・養護者への支援、保健福祉センタ

一の相談支援機能の強化、在宅医療・介護連携、障がい福祉サービスから介護保険制度への円滑な移行支援などを位置付けています。

目標3『福祉人材の育成と事業者支援』は、『福祉人材の育成』、『福祉関係法人・事業所の安定的な運営支援』の2施策です。体系的な専門研修、困難事例に対応する専門職への支援、社会福祉法人の地域における公益的な取組、業務効率化、人材確保や福祉の魅力発信等を進めてまいります。

目標4『社会参加と活躍を支える環境づくり』は、『誰もが安心して社会参加できる仕組みづくり』、『居場所づくりと交流の推進』、『多様な働き方を支える就労支援』、『一貫した教育支援体制の構築』の4施策です。本人のペースに合わせた社会参加、ユニバーサルデザイン・バリアフリー、合理的配慮、意思疎通支援、認知症の人の社会参加、生きがいつくり、段階的な就労支援、インクルーシブ教育・保育等を位置付けています。

目標5『誰もが支え合い安心して暮らせる地域づくり』は、『地域人材の育成』、『支え合いネットワークの強化』、『市民や関連団体への活動支援』、『災害への備えと防犯』、『障がい者差別解消』、『再犯防止』、『啓発活動』、『認知症理解の促進』の8施策です。

目標6『地域で暮らす環境づくり』は、『早期発見と医療・訓練・支援等』、『地域生活を支える福祉サービスの提供』、『安心して暮らせる住まいの確保・住環境づくり』、『安心して暮らせる認知症支援と早期発見・対応』の4施策です。障がい福祉サービス・介護保険サービス、地域生活支援拠点、住まいの確保、認知症初期集中支援チーム等による支援を位置付けています。

コア・プロジェクトについては、権利擁護、世帯丸ごと支援、社会参加・地域づくりの3領域を設定しています。権利擁護支援プロジェクトでは、『身近な権利擁護の周知』と『意思決定支援とエンパワメントの視点の周知』を進めます。世帯丸ごと支援プロジェクトでは、『相談につながりやすい環境づくり』、『支援が必要な世帯を早期に発見する仕組みづくり』、『複合的な課題に対応する包括的な支援体制の充実』、『持続可能な相談支援体制の充実』を進めます。社会参加・地域づくりプロジェクトでは、『誰もが気軽に立ち寄れる居場所』、『魅力と活動が伝わる情報発信の展開』、『多様な主体を巻き込む横断的な連携・協働の推進』を進めます。

当日資料1の「認知症施策推進計画」については、課題として、『認知症を自分ごととして捉える理解の浸透』、『早期相談・早期支援につながる流れづくり』、『意思決定・権利擁護と家族等への支援』、『社会参加・地域とのつながり』の4点を整理しています。「新しい認知症観」を踏まえ、認知症になっても一人ひとりができること、やりたいことがあり、住み慣れた地域で希望を持って自分らしく暮らし続けられるという理解を広げることが基本としています。基本施策は、『認知症の理解の推進』、『認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進』、『認知症の人等の参画・対話』、『認知症の人の意思決定の支援及び権利擁護の推進』、『保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等』、『多様な主体との連携』、『相談体制の整備等』、『認知症の予防等』の8つに整理しています。別冊となる障がい福祉計画・障がい児福祉計画、介護保険事業計画については現在作業中のため、今後それぞれの策定委員会等でお示しする予定です。以上です。

<山田委員>

骨子から素案になり、前回からの変更点を含めての説明がありました。何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

今回は施策の順番についてご議論をいただき、権利擁護を最初に置くことについてもご意見がありました。事務局で検討した結果、今回は権利擁護を目標1に置く案となっています。塩路委員、いかがでしょうか。

<塩路委員>

今回は、権利擁護を最初に置くことは、市民にとって重い印象を与えるのではないかと申

し上げましたが、その後、私自身もいろいろ調べて勉強しました。その結果、権利擁護はやはり不可欠な要素だと思います。認知症の方や高齢者だけではなく、こどもの権利保護まで含めて考えないといけない。そうした観点からも、権利擁護を最初に置くという現在の案でよいと思います。

<山田委員>

ほかに、前回からの変更点も含めて、何かお気づきの点はございますか。

<谷委員>

素案の作成とご報告ありがとうございました。確認ですが、目標2は前回の『包括的相談支援体制の構築』から『包括的相談支援体制の深化』に変わっていますね。

<事務局：堂ノ前>

はい。前は『構築』としていましたが、『構築』とすると、現在、体制が全く整っていないようにも受け取られかねません。重層的支援体制整備事業など、既に取り組んでいるものをさらに深めていくという意味で、『深化』としました。本編で未修正の箇所が残っている部分についても同様の表現に合わせて修正してまいります。

<谷委員>

もう一点、基本理念の順番についてです。『かなえる自分らしさ』を最初に配置されたのはよいと思います。その後続く『つながる地域』『ひろがる安心』の並び順ですが、コア・プロジェクトにおける『権利擁護』『世帯丸ごと支援』『社会参加・地域づくり』という展開の整合性も含めると、基本理念と各施策・プロジェクトの流れがどのようにつながるのか、少し気になりました。

<事務局：堂ノ前>

『つながる地域』と『ひろがる安心』のどちらを先にするかについては、事務局内でも迷いました。ただ、『かなえる自分らしさ』を実現するためには、まず地域がつながり、その結果として安心が広がっていく、というストーリー展開がよいのではないかと考え、この順番にしています。ご意見のとおり、各施策やコア・プロジェクトとの対応関係も含め、どのように見せるのが分かりやすいのか、引き続き検討したいと思います。

<宮崎委員>

基本的なことをお聞きしたいのですが、例えば、障がいのある方がいらっしゃって、その方自身に困りごとの認識がない場合、支援者側からのアプローチはないのでしょうか。あるいは、認知症の方が、いわゆるごみ屋敷のような状態で暮らしておられても、ご本人に「困っている」という認識がなければ、そのまま差し支えないとするのか、ということです。何をもって「良好な状態」とするのかという観点について、どのような基準で判断するのか。プッシュ型の支援を進めるのであれば、そうした事例を早期に発見し、地域全体として望ましいと考えられる状態に近づけるように支援するのか。それとも、ご本人が困っているという認識がなければ、現状のままでよいとするのか。その考え方によって、計画全体の方向性も変わってくるのではないかと思います。

<事務局：堂ノ前>

いわゆるごみ屋敷のような問題におきましても、ご本人に困っているという認識がないケースは見受けられます。ただ、ご本人が本当にその状態を望んでいるのかということ、丁寧な気持ちを解きほぐしていく必要があると思います。衛生面や生活そのものが成り立つかという視点も含め、ご本人にとってどのような状態が望ましいのかを一緒に考えていくこと

が、福祉の支援として大切だと考えております。

<宮崎委員>

ある程度、公共的、社会的に望ましい状態が共有されていて、そこから大きく離れている状況が見受けられる場合には、周囲が主体的に動いてプッシュ型でアプローチし、できる限り望ましい状態へと近づけていく、という考え方でよいのでしょうか。

<関係課：永田>

実際に認知症の方や高齢者を支援する際は、宮崎委員がおっしゃるとおり、支援者の立場から「こうなった方がよいのではないか」という望ましい状態をお伝えすることはあります。一方で、ご本人が支援を拒否されるケースも多々あります。そうした場合には、弁護士等に相談し、権利擁護の観点から行政や支援者がどこまで介入できるのか、例えばご本人の意思に反して物を片付けてよいのかといったことも確認しながら進めております。ご本人の意思を尊重しつつ、必要に応じて専門機関とも相談した上で対応しております。

<山田委員>

ご本人が支援を拒否されるケースは多いものと認識しております。地域で日々そうした場面に接していらっしゃるお立場から、岡本委員はいかがでしょうか。

<岡本委員>

地域の中では、周囲の人は困っていても、ご本人は全く困っていないというケースがあります。例えばごみ屋敷の事例でも、その状態がご本人にとっては好ましいものであり、「大切な物だから絶対に片付けたくない」とおっしゃることがあります。一方で、近隣住民の方々は「火事が発生したら困る」、「自分たちにも影響が及ぶ可能性があるのでは何とかしてほしい」と思っています。そうした場面において、権利擁護や「その人らしさ」という視点に立った際、ご本人の意思をどこまで優先すべきなのか、どのラインで意思決定を尊重すべきなのかという判断は、現場で課題に直面している立場からすると非常に難しい問題です。計画書に明記することは容易ですが、実際の現場においては、非常に難しい問題であるといつも感じています。

<山田委員>

地域という観点で、野村委員はいかがでしょうか。

<野村委員>

前回の会議を欠席しておりましたので、資料を読み込ませていただき、本日参加いたしました。いろいろとご説明いただきありがとうございます。とてもよく整理されていたと思います。

自治会でもさまざまな会議を行っていますが、認知症など、本日議論されたようなテーマについては、これまで大きく取り上げる機会はあまりありませんでした。ただ、今後は地域においても、こうした問題に直面することが増えてくることと思います。自治会連合会の立場として、できることがあれば一緒に取り組みたいと思いますので、連携しながら進めていきたいと考えております。

<山田委員>

さまざまな団体におきまして、福祉や認知症を「自分ごと」として捉えていただくことを広めていければと思います。商工の観点から、桑田委員はいかがでしょうか。

<桑田委員>

私たちがまず思うのは、「具体的に何をすればよいのか分からない」ということです。障がいのある方に対して、事業者の側に何が求められているのか、十分に把握できていないのが現状です。商工会におきましても、合理的配慮に関する委員会を立ち上げ、どのような対応が可能か、他の地域ではどうしているのかなども含めて調査しているところです。

身内に障がいのある方がいらっしゃる場合は、どのような点に困り、どのように対応すべきか理解しやすい側面もあります。しかし、一般的な事業者にとっては、計画内に示されている関係機関や専門職のような専門的知識があるわけではありません。理解したいという意欲はあっても、情報をどのように収集すべきか、どう伝えてもらえばいいのかが分からない。計画書としては非常によくできていますが、これを市民の実生活や事業活動の中に具体的にどう落とし込み、アクションへとつなげていくのが大事だと思います。

<山田委員>

今後、コア・プロジェクト等を具体化していく過程におきまして、商工関係の皆様にも関係機関の一員として、ぜひ一緒に進めていただきたいと思います。障がいのある方やそのご家族の観点から、小野委員はいかがでしょうか。

<小野委員>

障がいのある子どもを持つ家族は、子どもが小さい頃から成長するまで、親としてさまざまな葛藤を抱えております。当初は「周囲と同じように育てたい」と思いながら向き合うのですが、成長のどこかの段階でそれだけでは難しいことを受け止め、認識を改める時期が来ます。私自身の場合は、できるだけ多くの方に子どものことを知ってもらいたいと考え、さまざまなところに連れて行き、何があっても笑顔で対応するよう努めてきました。障がいにも多様な特性がありますし、保護者の考え方もさまざまです。中には、表に出ることを望まない方もいらっしゃいます。しかしながら、当事者側から社会へ働きかけていかなければ、世の中は変わらないと考えております。芦屋市では、障がいのある子どもを普通学級で受け入れ、見守っていただける教育環境が整えられており、それがとてもよかったと思っています。子どもが大人になって地域を離れても、再会した際には声をかけてもらえるような関係性が築かれています。こうした日常の経験や交流が他の障がいのある方への理解にもつながると思います。

また、啓発活動は非常に重要です。育成会では、知的障がいの疑似体験を行っています。参加者が楽しみながらワークを行うことで、知的障がいのある方がどのような困難や分かりにくさを感じているのかを体験していただく活動となっております。ぜひ皆様にも体験していただきたいと思います。

<山田委員>

権利擁護の視点において、プッシュ型で支援することと、ご本人の意向を尊重することのバランスについて議論がありました。谷委員、この点についていかがでしょうか。

<谷委員>

宮崎委員のご指摘は非常に重要な視点だと思います。権利擁護の観点では、その人がその人らしく暮らすということがまず基本となります。ただし、支援する側による客観的な状況評価も必要だと思っています。衛生面、健康面、経済面などの観点から、「このままでは暮らしそのものが破綻してしまうのではないか」という客観的な懸念がある場合には、ご本人の意向を尊重しながらも、「このような方向で整理していくのはどうですか」と提案し、折り合いをつけていく必要があります。

その際、特定の支援者個人が判断して動くのではなく、チームとして組織的に対応することが重要です。関係機関の中で協議しながら、どこまでどのように関わるのか、どう支援していくのかについて、十分に話し合っ

<山田委員>

今回の計画には『認知症施策推進計画』も盛り込み、「新しい認知症観」という言葉も示されています。この点について、三谷委員、何かご意見はありますでしょうか。

<三谷委員>

「新しい認知症観」という言葉について、具体的にはどのような考え方なのか、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。

<関係課：永田>

「新しい認知症観」は国の認知症施策推進基本計画でも用いられている考え方であり、一般的な表現としてはまだ馴染みが薄い部分があると思います。簡単に申し上げますと、「認知症は誰もがなり得る身近なものであり、認知症になってからも一人ひとりが個人としてできることややりたいことを持ち、仲間とつながりながら地域で自分らしく暮らし続けることができる」という考え方です。従来は、「認知症」という名称が先行することで、「イベントに行きたくない」、「検査を受けるのが怖い」、「どう接したらいいか分からない」といったネガティブなイメージがありました。認知症は特別なことではなく、誰にでも起こり得ることだという理解を社会全体に広げていきたい。そのために何ができるかということを今回の『認知症施策推進計画』の中に盛り込み、検討を進めています。

<三谷委員>

ありがとうございます。

先ほどの話にもつながりますが、支援が必要な方の中には、こちらから働きかけないと助けを得られない状態にある方も多くいらっしゃると思います。引きこもりの状態にある方、お一人で暮らしている方、認知症があってもヘルパーさんなどの介護サービスの介入を拒否される方など、自発的な相談に至りにくいケースも多く見られます。そうした状況では、近隣住民同士の連携が不可欠になると思います。例えば、郵便受けに新聞や手紙が溜まっているかというような見方もありますが、郵便物が整理されていても室内で亡くなっていたケースもあり、それだけを判断基準とすることはできません。電気が点灯しているか、庭の草木が放置されたまま伸びていないかなど、日頃のご近所づきあいの中で変化に気づくことがあります。身近な地域住民が日常の変化に気づき、その次に社会福祉協議会や相談窓口につなげていく、そうしたご近所同士のつながりが大切だと思います。

<山田委員>

高齢者生活支援センターのお立場から、善積委員はいかがでしょうか。

<善積委員>

私は高齢者生活支援センターで働いていますが、実際には世帯単位でご相談を伺うことも多くあります。今回、権利擁護のところで「その人らしく」「かなえる自分らしさ」という考え方が基盤になっていることに、とても賛同しながら読ませていただきました。

高齢者の支援は、関わっていくうちに施設に入られたり、入院されたり、何らかの形で支援が終結していくことがあります。しかし、その高齢者を支えていたご家族、お子さんたちの生活はその後も続いていきます。介護が終結した後、高齢者を支えられていたご家族自身が「自分らしさ」を取り戻し、新たな生活を送られるのか、私たちも気になりながら支援を終えることがあります。そうしたご家族のその後の生活にもつながっていくような支援の仕組みになればと思います。

<山田委員>

つながる仕組みという観点におきまして、地域福祉・障がい福祉・高齢福祉の3分野を統合することで大きな相乗効果を生み出したいというのが今回の計画の狙いです。

「つながる」という視点で、市民活動センターを運営されている株本委員はいかがでしょうか。

<株本委員>

私どもはあしや市民活動センターを運営しております。資料4の22ページ、目標5『誰もが支え合い安心して暮らせる地域づくり』の中の、『市民や関係団体への活動支援』というところに関わる立場と考えております。当センターには、福祉に関する相談もありますし、地域の課題解決に向けて自ら活動したいという方々からのご相談も寄せられてます。ただ、一人の力だけでは難しいことが多く、情報も必要なところになかなか届かないのが現状です。私どもが持つ情報を、社会福祉協議会や福祉関係者の方にも届けたいと思っていました。ぜひ、地域におけるネットワークづくりをさらに強化し、ここにお集まりの皆さんとも情報交換ができればと思っています。

<山田委員>

地域福祉アクションプログラムで地域の活動を進めていただいている山内委員、この計画について、必要だと思われる視点や課題があればご意見をお願いいたします。

<山内委員>

この『(仮称)総合福祉計画(素案)』を見させていただき、大人を対象にした記述や施策が多い印象を受けました。こどもに関する施策は別の計画があるということですが、全く別にするのではなく、連携した方がよい部分もあるのではないかと思います。

私は地域福祉アクションプログラムの活動を通じて、市内の幼稚園を訪問し「この町がすきプロジェクト」の一環として、手話を通じた啓発活動に取り組んでいます。その中で、今後の幼稚園数の減少に伴い、未就学児を受け入れる場が地域によって限られてくるのではないかと懸念しています。これは教育委員会において検討していただくことだと思いますが、地域福祉アクションプログラムの活動を通じて、各地域におけるさまざまな生活上の課題が見えてきます。しっかりと計画を作成していただいていることは素晴らしいと思いますが、あらゆる世代を包括した視点で考えていく必要があると思います。大人の場合は、ご本人が判断できる場合もありますが、未就学児は自分で判断することが難しく、保護者が判断し、行政が支えていく必要があります。そうしたこどもや子育て世帯に対する視点や支援についても、置き去りにすることなく計画に反映していただきたいと思います。

<山田委員>

『(仮称)総合福祉計画』という計画名称については、平野部会長からも「こども分野が統合されていない中で「総合」という名称を用いることが適切か」というご意見をいただいています。行政の計画体系上、こども分野は独立した別の計画として策定されておりますが、相互に連携して取り組んでいく必要があります。

浦野委員、認知症施策や地域づくりについて、ご意見はございますか。

<浦野委員>

認知症に関しまして、老人クラブの会員の皆様は、「認知症になりたくない」、「認知症を予防するためにどうしたらよいか」ということを意識されています。できるだけ行事に参加し、元気でいたい、目標を持ちたいと努力されていても認知症になる方はいらっしゃいます。そうした際に、ご家族にどのように伝えるべきか配慮が必要ですし、外部の介入を嫌がる方もいらっしゃいます。心配な方は高齢者生活支援センターにつなぐこともありますが、「高齢者」や「老人」という言葉そのものに対して抵抗感を示される方もいらっしゃいます。

す。やはりご近所など身近な人との接点がある方は心強いものと思います。そうした地域内での自然なつながりを上手に活用しながら支援していけたらと思います。

＜山田委員＞

皆様から、地域やご近所づきあいが重要だというご意見をいただく一方で、現実的には地域のつながりが希薄化し、地域づくりが難しいという状況があります。計画書上では理想的な形が描けていても、実効性のある形で推進していくことは難しいという側面もあります。そうした難しさがあるからこそ、今回の計画において3分野を統合し、コア・プロジェクト等の具体的な施策を通じて実践的に進めていきたいと考えています。

＜岡本委員＞

資料4の40ページにある『災害への備えと防犯』で、緊急・災害時要援護者台帳を定期的に更新すると記載されていますが、更新だけではなく、新たな登録をさらに促進する必要があるのではないかと思います。民生委員として高齢者に台帳への記入をお願いに伺っても、日頃から外出され地域活動に参加されている方は比較的スムーズにご協力いただけますが、真に支援や配慮が必要とされる「引きこもりがちで地域との接点が少ない方」ほど、記入や提出を拒まれたり、用紙の紛失等を理由に登録が進まないのが実情です。そうした方が一番心配です。

もう一点、先ほどこどもに関する話がありましたが、児童虐待についてはこの計画には盛り込まれず、こどもの計画で取り扱う位置付けになるのでしょうか。高齢者虐待や障がい者虐待に関する施策はこの計画に盛り込まれていますので、確認したいと思います。

＜事務局：堂ノ前＞

防災に関するご指摘については、緊急・災害時要援護者台帳の更新だけでなく新規登録を促進する取組を進めていく必要がありますので、計画での記載内容を改めて検討します。

また、児童虐待については、基本的にはこども分野の計画で取り扱うことになります。一方で、児童を含む世帯全体に対する包括的な支援という観点においては、本計画の世帯丸ごと支援の領域にも関わってきますので、そうした部分は本計画にも含まれるものと考えています。

ウ 計画の名称について

＜山田委員＞

協議事項2「計画の名称について」を、事務局から説明をお願いいたします。

＜事務局：堂ノ前＞

計画の名称についてご説明します。事前送付資料には含めておらず、当日資料2として本日お配りしています。これまで仮称として『総合福祉計画』と表記してまいりましたが、平野部会長より、「3分野を統合する本計画の基本的な考え方に即した、より中立的で実態に合った名称を検討してはどうか」とのご意見をいただきました。名称の最終決定については、この地域福祉部会のみで行うものではなく、障がい福祉、高齢福祉の策定委員会からもご意見をいただいた上で、最終的に庁内にて決定する予定です。

計画名称の検討に当たり、事務局では3つの観点を重視しています。1つ目は、市民や関係者にとって簡潔で呼びやすいこと。2つ目は、福祉分野を統合した計画であることが伝わること。3つ目は、関連計画との整合が図られていることです。

これらを踏まえ事務局より5つの案を提示しております。1つ目は『総合福祉計画』。簡潔で呼びやすく、複数分野を包括する計画であることが伝わりやすい一方、こども分野を含まないため『総合』という表現が適切か、また市の『総合計画』との関係で誤解を招かないかという点があります。2つ目は『福祉基本計画』。福祉分野全体の基本的な方向性を示す

名称として簡潔ですが、同じくこども分野を含まない中で『基本』と表現することが適切かという点があります。3つ目は『ふくしの計画』。ひらがな表記により親しみやすく、福祉全般を対象とした計画であることが伝わりやすい一方、児童分野を含まない中で網羅的な名称を用いることが適切かという点があります。4つ目は『三福祉統合計画』。地域福祉・障がい福祉・高齢福祉の3分野を統合した計画であることが伝わりますが、『三福祉』という表現が一般的な用語ではないという懸念があります。5つ目は『福祉3分野統合計画』。3分野を統合した計画であることは比較的明確ですが、説明的で正式な計画名称としては呼びにくいという点があります。

平野部会長からは、「今回の計画における基本的な考え方を忠実に表すのであれば、5番の『福祉3分野統合計画』が実態を表しているのではないか」というご意見をいただいております。ただし、部会長ご自身も「一般的な名称ではない」という点は認識されておられます。今回の計画は、3分野の計画統合という戦略性に加え、コア・プロジェクトを設定して3つの行政分野が一体となって推進し、多様な主体の参画を促す点に特徴があります。こうした点も含め、提示した5案に限らずご意見をいただきたいと思います。

<山田委員>

3分野の統合を図る計画ということで、名称設定は大変重要だと考えています。事務局から懸念要素も含めて5案提示されましたが、ぜひ委員の皆様からも市民にも親しまれるようなアイデアやご提案をいただければと思います。

今後、障がい福祉や高齢福祉の策定委員会でもご意見を伺いますので、本日最終決定するものではありません。忌憚のないご意見をお願いいたします。

桑田委員、いかがでしょうか。

<桑田委員>

私は5番を支持します。1番から4番について挙げられている懸念点はもっともだと思いますし、3つの分野を統合するというのが比較的分かりやすいので、5番を推します。

<谷委員>

『統合福祉計画』あるいは『福祉統合計画』はどうでしょうか。何を統合したか分からないという点がありますが、『三福祉』でも『3分野』でも、結局のところ『三とは何か』『何の分野を指すのか』という説明は必要になります。地域福祉・障がい福祉・高齢福祉という名称をすべて入れると長くなりますので、『統合』ということシンプルに押し出して、『統合福祉計画』あるいは『福祉統合計画』とする案もあるのではないかと思います。

<岡本委員>

5番が一番分かりやすいのではないかと思います。

ただ、市民の皆さんに向けた名称という視点に立ちますと、『3分野』と表記しても「具体的に何の3分野なのか」、また、『統合』と表記しても「何を統合したものか」伝わらない、分からない部分もあるかと思うので、市民にとっての理解しやすさなどを考えると難しいと思います。

<宮崎委員>

将来的にさらに統合していく可能性がある中で、本計画は現時点における中間段階として3つを統合するということだと思います。今の実態を表しているという意味では、5番の『福祉3分野統合計画』が一番合っているのではないかと思います。私も5番がよいと思います。

<善積委員>

私は3番の「ふくしの計画」がいいかなと思います。『3分野』が結局何を指しているのか分かりにくいということもありますし、『ふくしの計画』は親しみやすく、壁が高くない。ちょっと見てみようかなと思える名称ではないかと思います。将来的にこども分野も含めていくのであれば、なおさら特定分野に縛られないシンプルな名称でもよいのではないかと思います。

<塩路委員>

一般市民の視点に立ちますと、『福祉3分野統合計画』はかなり行政的な印象を与える言葉だと思います。今、善積委員がおっしゃった『ふくしの計画』のような簡単な名称がいいと思います。例えば、今思い浮かんだものですが、『まるっと芦屋福祉計画』のようにいくつかと一緒にしたことを直感的にイメージできる分かりやすくキャッチーな名称でもいいのではないのでしょうか。

<小野委員>

私は、何の計画か具体的に分かるように『地域・障がい・高齢福祉計画』とそのまま対象となる分野を入れるのも分かりやすいと思います。

<浦野委員>

私は、塩路委員がおっしゃったような簡単で分かりやすい名称がいいと思います。いろいろな方に伝えるには、難しい言葉より、親しみやすい名称がいいのではないかと思います。

<山内委員>

最初は5番がいいのかなと思いましたが、皆さんのお話を聞いて3番の『ふくしの計画』もいいと思いました。名称自体はシンプルにして、副題として『地域福祉・障がい福祉・高齢福祉』の3分野を統合した計画だと分かるように添えれば、両方を伝えられるのではないかと思います。

<株本委員>

私も最初は5番がいいと思っていましたが、3番もいいなと思いました。以前、グラフィックデザインの仕事にも携わっていたので、『ふくしの計画』という名称なら、手に取ってもらいやすい表紙デザインができそうだなとも思います。まず手に取ってもらって、その上で中身についても分かりやすい計画にできればいいと思います。

<野村委員>

皆さんの意見を聞いて、それぞれそうだなと思いながら、まだ決められません。できれば第6案、第7案を出したい気持ちです。市民の方に分かりやすく、キャッチーであるということだけではなく、今回の3分野統合をポジティブに受け止めてもらえるような名称がいいと思います。

<三谷委員>

私は5番の『福祉3分野統合計画』がいいと思います。今後、新しい案が出されるのであれば、そうした案も含めて検討していけたらと思います。

<山田委員>

ご意見をいただきありがとうございます。冒頭に申し上げたとおり、今後、他の附属機関等でもご意見を伺いますので、それらも踏まえて名称を検討してまいります。

本日は、急な進行となり不慣れな点もありましたが、皆様にご協力いただきありがとうございました。これで閉会といたします。